

第2編 基本的な考え方と
施策展開
【障がい者基本計画】

I 基本理念と方針

1 基本理念

基本理念については、現行計画では下表のように定めています。

この考え方は、すべての人が差別なく平等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方に基づき設定されているものであり、さらに、近年の地域社会づくりで求められている「協働」に対する考え方も含まれたものとなっています。

また、平成23年3月11日におこった東日本大震災は、防災や安心・安全に対する認識や、地域との繋がり的重要性を改めて教訓として教えてくれました。

現在の基本理念は、このようなことも包含しており、本計画にあたっては、前計画の基本理念を継承していくものとします。

基本理念

- ①障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます
- ②みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします
- ③地域の支援力を高めます

2 基本方針

基本方針についても原則的には前計画を継承しますが、現在の6つの方針を5つの方針に再編成します。（現行計画の「家族を支えます」という方針を、本計画の「②」の方針に統合化します）

基本方針

- ①地域で支えます
- ②障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます
- ③働くことを支えます
- ④発達を支えます
- ⑤障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりをめざします

3 施策の体系

施策の体系は次のものとしします。

基本理念	基本方針	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の支援力を高めめます ・ みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します ・ 障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるように自立生活を支援します 	方針1 地域で支えます	相談体制の充実 支援者の研修会等スキルアップの強化 障がいに対する理解の促進 安心・安全の確保 地域内交流の促進 情報提供体制の充実 福祉教育の推進 障がいをもつ方のための各種学習機会の充実 当事者の地域活動参加への支援体制の強化
	方針2 障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます	自立生活への移行機能の整備(住まいの場の確保等) 生活支援の充実 移動手段の充実 街中におけるバリアフリー環境の整備
	方針3 働くことを支えます	事業所の仕事の拡充 当別町の特性を生かした働く場の創造 企業に対する理解の促進 働く環境の支援体制の充実
	方針4 発達を支えます	障がい等に対する保育・療育体制の充実 障がいをもつ児童の支援・福祉教育の充実 福祉・保健・医療の連携による支援体制づくり
	方針5 障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりをめざします	権利擁護の推進 虐待防止ネットワーク体制の構築 差別の解消

Ⅱ 施策の展開

1 地域で支えます

障がいをもつ方を支援するには、まずは身近な地域における支え合いが基本となります。

そのためには、町民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、相互に学び・交流し合うことが大切です。

また、いつでも気軽に相談できることと、障がい者の目線にたったわかりやすい情報提供を工夫していくことは、障がいをもつ方の不安や心配を少しでも和らげていくことに繋がることであり、さらに、それは、安心・安全な生活の確保にも結びついてくるものです。

これらの施策を展開する中で、障がいをもつ方が地域での様々な活動に参加しやすい環境を創り、また、それを支援する専門家の養成を図り、「相談窓口連絡会」の機能を充実するなど、地域ぐるみで支援する体制づくりを図っていくことがとても大切です。

施策	内容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○相談支援事業所のPR○気軽にアドバイスや声かけをしてくれる人が増えていく体制づくり○各障がい種別や就労、権利擁護などそれぞれの専門分野における相談員の配置○関係機関が集まる「相談窓口連絡会」の機能を充実させ、支援体制を構築する
支援者の研修会等スキルアップの強化	<ul style="list-style-type: none">○専門支援のスキルアップのための学習会の開催
障がいに対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none">○平らな場所だけではなく、様々な場所での車椅子体験会の実施○勉強会の開催（学校向け、企業向け、まちづくり勉強会など）○障がいについてわかりやすいガイドブックの作成と無料配布○啓発活動の推進（当事者の会の活動報告の回覧板への掲載等）○障がいをもつ方がよく行く場所（コンビニ、スーパー、銀行等）への障がいに対する理解の啓発活動○不登校、ニート、引きこもりを克服した人の話を聞く機会づくり（ピア祭りの開催等）

施策	内容
安心・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時等に備え、日ごろからの繋がりに対応できる仕組みづくり ○障がいをもつ方を対象にした地域での避難訓練の実施 ○防災に対する住民意識の向上
地域内交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○みんなが顔見知りになる挨拶運動 ○共生型施設における交流機会の拡充 ○町内の店に障がいに関わるパンフレットの設置
情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各サークルや当事者団体の紹介を町のホームページへ掲載 ○紙面による情報発信だけではなく、民生委員などから地域住民への情報発信 ○情報がタイムリーにわかる体制、方法の充実（一目でわかるものを作る） ○イベントや集える場所等、様々な機会を捉えた情報交換
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちが自然に障がいについて知る機会の拡充
障がいをもつ方のための各種学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいをもつ方向けの学習会の開催
当事者の地域活動参加への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者団体同士の交流や情報共有をしながらの活動の展開 ○若い世代の当事者団体と高齢の当事者団体の交流会の開催 ○レクリエーションを企画し実現できるコーディネーターの育成 ○地域住民の得意な事と障がいをもつ方の余暇活動のマッチング ○趣味や仕事を発表できる場の提供と住民との繋がり強化 ○障がいをもつ方が企画から参加するイベントづくり ○働いている人や、事業所に通っている人のための夜間のスポーツやサークル活動の推進

2

障がいをもつ方の自立した 地域生活・家族を支えます

障がいをもっている、自らの力で日常生活を過ごすことができる環境づくりが求められます。

そのためには、“住まいの場”の確保が基本となり、自宅での自立生活を支える支援や、グループホーム等の設置の推進を図っていく必要があります。

また、安心して暮らすには、24時間の見守りや生活の各場面での支援体制を整えていく必要があります。

さらに、病院、買い物、レクリエーション等、街中に自由に出かけることができるように、より使いやすい移動手段の充実や、活動の阻害要因を極力無くしていくハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進が求められます。

施策	内容
自立生活への移行 機能の整備 (住まいの場の 確保等)	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の特性を踏まえたグループホームの整備促進 ○グループホームの町内会等地域との連携促進 ○空き部屋の活用 ○一人暮らし体験の仕組みづくり ○障がい者、高齢者に関わらず暮らせる共同生活の場の創設
生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間サポート体制の確立 ○生活スキルもサポートしてくれる支援体制づくり
移動手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○JRとコミュニティバスの接続のスムーズ化（時刻表の見直し） ○バスルートの改善（ゆとろを経由するなど）
街中における バリアフリー環境 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○散歩する時に一休みできる椅子やスポットの整備 ○障がいをもつ方でも利用しやすい自動販売機の設置 ○コミュニケーションにおけるバリアフリーの推進

3 働くことを支えます

障がいをもつ方が就労することは容易なことではありませんが、自立した生活を行うには、少しでも就労する環境づくりを良くしていく必要があります。

そのためには、障がいをもつ方の就労能力の向上とともに、受け入れる企業側の障がいに対する理解が非常に大切になってきます。

また、単に既存の企業だけでなく、新たに障がいをもつ方に適した就労の場を創っていくという考え方も重要です。特に本町の特性を活かし、例えば農業面での就労や、冬場ならではの仕事といったことを工夫し、障がいをもつ方の適正に応じて、様々な働き方の場や機会を少しでも増やしていくことが求められます。

施策	内容
事業所の仕事の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所としての移動販売の拡充 ○福祉ショップの整備 ○仕事をしている障がいをもつ方の体験を聞く機会の設置 ○「当別町における障がい就労施設からの物品等調達方針」を庁内に周知し物品、役務の拡大
当別町の特性を生かした働く場の創造	<ul style="list-style-type: none"> ○当別産作物を使用した、障がいをもつ方による「当別ブランド」の商品開発 ○付加価値化の工夫（商品に障がいをもつ方の絵を入れたり、高齢者のレシピをつける）
企業に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会への企業の参加 ○町内の企業の理解と、既に行っている企業のPRの充実 ○企業向けのわかりやすい冊子の作成 ○企業が障がいをもつ方が働いている場面を見て、触れ合う機会の設置
働く環境の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就労体験、企業実習ができる場の増設 ○仕事をしながら相談できる場所や人の体制整備 ○自立できるだけの給料確保の体制づくり ○ハローワークの出前相談の実施 ○障がいをもつ方の人材派遣や専門窓口の設置

4 発達を支えます

乳幼児から子ども・成人・高齢期に至る成長の過程の中で、発達や教育・医療といった様々なニーズに横断的に対応していくことが大切なことです。

妊娠期から学童期においては、妊婦の健康診査受診票の発行、乳幼児の健康診査・育児相談、訪問指導等の体制を継続するとともに、保育所、幼稚園、子ども発達支援センター、各種事業所、医療機関等関係機関が連携した取り組み体制を作っていくことが重要となります。

また、学童期においては、障がいの特性が十分に把握された就学環境の中で、個々の個性を伸ばす教育体制が求められます。

さらに、全てのライフステージを通して、保健や医療といった健康面について、関係機関の相互連携による支援体制の構築が求められます。

施策	内容
障がい等に対する 保育・療育体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦や乳幼児の健康診査や育児相談等における障がいの早期発見の体制の充実 ○保育所や幼稚園及び小学校等、発達に課題がある子どもへの指導体制の強化 ○各関係機関との連携強化による、早期発見、障がい理解の促進、情報提供の体制づくり
障がいをもつ 児童の支援・福祉 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいをもつ児童生徒の相談・支援体制及び放課後支援の充実 ○学校現場における福祉教育の推進と、学校間における交流活動の促進
福祉・保健・医療 の 連携による支援 体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○各種障がい福祉サービスの利用促進のための制度の啓発 ○難病患者やあらゆる障がい（児）者やその家族の支援の充実 ○一時預かりや外出支援等、生活をサポートする事業の充実 ○福祉、保健、医療等関係機関との連携と情報を共有し、健康面での支援を図る

5

障がいをもつ方の権利が 守られるまちづくりを目指します

障がいをもっている人も、尊厳や権利が守られることは最も基本的なこととなります。しかしながら、現状での日常生活自立支援事業（権利擁護事業）や成年後見制度等については、関係者においても情報や知識が十分とはいえない状況にあります。

親亡きあとの問題や、高齢化がさらに進み、一人暮らし高齢者もさらに多くなることが予想される事態において、権利を守っていく仕組みづくりはさらに重要性を増してきます。

各種制度事業の理解を深め、道や国との連携も含め、より利用しやすい仕組みに改善していくことが求められます。

また、虐待の問題についても、身近な地域での見守りや、各種健診時、あるいは保育所・幼稚園等における見守り等、児童から成人に対する虐待防止のネットワーク体制を構築していく必要があります。

施策	内容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活支援事業や成年後見制度等について、分かりやすい冊子等の作成による周知活動の充実 ○成年後見制度の利用相談の充実や利用しやすい体制の整備
虐待防止ネットワーク体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員等の活動を含めた地域での日常的な見守り体制づくり ○相談事業所、支援事業所、教育機関、医療機関等、関連機関における相互連携体制づくり
差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の実施に関する普及・啓発

Ⅲ 計画の推進に向けて

計画を推進していくために、市内の連携体制はもとより、当別町障がい者地域自立支援協議会を中心としたネットワークのさらなる強化を図っていく必要があります。

今後、特に次の点に留意した体制整備を図っていきます。

◆ ボランティア活動の推進

障がいをもつ方の地域における自立支援の確立に向け、手話、要約筆記、朗読など、障がいをもつ方を対象にした活動、生活を援助する活動や障がいをもつ方の社会参加を援助する活動、さらにはスポーツ、文化、各種レクリエーションなどの諸活動を援助する活動など、広範なボランティア活動に対する支援充実に努め、さらに障がいをもつ方への理解を深めるとともに、地域住民のボランティア活動への理解を促進します。

◆ 社会福祉協議会等との連携

地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会との連携強化を図りながら、地域住民による福祉活動やボランティア活動等を推進していきます。

また、民生委員児童委員の相談援助活動等を通じて、障がいをもつ方と地域との連携役として、その活動の充実に努めます。

◆ 市内関連各課の連携強化

今後も、市内関連各課の連携強化に努め、地域福祉ネットワークの形成並びに障がい福祉の総合的な展開・推進を図っていきます。

◆ 総合的な福祉サービス体制の構築

保健・医療・福祉の行政の各関連部門だけでなく、町内会や各種団体、当別町地域包括支援センターや当別町障がい者総合相談支援センターといった相談機能をもつ福祉関連の様々な事業主体が保有するあらゆる情報をできる限り共有化・一元化し、より総合的で幅広い情報提供や対応が可能な体制のさらなる構築を目指していきます。

◆ 期待される町内会活動等の推進

町内会における各役員間の連携等を促進するなど、困っている人を周囲の人がみんな支え合い、助け合う、地域の実情に沿った見守りや町内会活動となるよう支援します。

また、見えない要支援者（障がいをもつ方）を地域コミュニティの中から発見し、必要に応じた支援体制の構築に努めます。